

ガイドラインの改訂に当たって

1. ガイドライン改訂の趣旨

近年、環境に配慮した事業活動の進展に伴い、事業者が自らの事業活動における環境配慮の取組状況に関して積極的に情報を公開し、社会からの評価を受けていくための、環境コミュニケーション及び社会的説明責任の重要性が認識されつつあります。そのため環境報告書を作成・公表する事業者数は着実に増加しつつありますが、我が国の事業者数全体から見れば未だ十分ではありません。

さらに、市民が環境に配慮した行動等について意思決定を行う際には、事業者の環境配慮の取組状況に関する有用な情報が必要不可欠であるとともに、市民はこのような情報を求めており、そのニーズに応じて事業者が必要な環境情報の提供、報告を行うことの重要性が指摘されています。

また、「循環型社会形成推進基本計画（平成15年3月閣議決定）」においては、取組目標の一つとして、上場企業の約50%及び従業員500人以上の非上場企業の約30%が環境報告書を公表することを掲げています。

これまで環境省では、平成13年2月に「環境報告書ガイドライン（2000年度版）」を策定する等、様々な形で環境報告書の普及促進を図ってきましたが、平成13年度以降、「環境会計ガイドライン2002年版」の策定（平成14年3月公表）、「事業者の環境パフォーマンス指標 - 2002年度版 - 」の策定（平成15年3月公表）等の新たな普及促進策を実施してきました。海外においてもグローバル・リポーティング・イニシアティブ（GRI）より「サステナビリティ・リポーティング・ガイドライン2002」等が公表される等、国内外の取組が進展しています。

こうした状況を踏まえて、今般、環境報告書の作成者、利用者、有識者等からなる「環境報告書ガイドライン改訂検討会」を設置して4回の検討を行い、パブリックコメントによる一般からのご意見の聴取し、これを反映させた「環境報告書ガイドライン2003年度版」を取りまとめました。

改訂に当たっては、「事業者の環境パフォーマンス指標ガイドライン - 2002年度版 - 」を踏まえるとともに、GRIの「サステナビリティ・リポーティング・ガイドライン2002」を参考にしました。また、環境報告書の定義や内容等を整理するとともに、社会性に係る項目を新設する等、環境報告書ガイドライン（2000年度版）策定後の国内外の動向を踏まえ、必要な修正を行いました。

2. ガイドラインの目的と内容

このガイドラインは、環境報告書に係る国内外の最新の動向を踏まえ、その望ましいと思われる方向及び内容を取りまとめ、環境報告書を作成・公表しようと考えている事業者の方々はもとより、既に環境報告書を作成・公表している事業者の方々にも、実務的な手引きとなるよう作成したものです。

初めて環境報告書の作成に取り組む事業者にとっては、第1部の環境報告書の定

義、基本的機能及び原則等を参考にして、その作成に取り組んでいただき、さらには、環境報告書に必要と考えられる項目等を取りまとめている第2部を踏まえて、その項目や内容を検討していただきたいと思います。

既に環境報告書を作成・公表している事業者にとっては、自らの環境報告書をこのガイドラインの項目・内容と比較し、今後の環境報告書の改善、改良の検討に活用していただきたいと思います。

第2部の「環境報告書の記載項目」では、環境報告書に記載することが重要と考えられる内容を大きく五つの分野に分け、さらにこれらを25項目に分けています。そしてこれらの25項目毎に記載することが望ましいと考えられる情報を列挙しました。これらの情報は、

- a) 国内外で既に発行されている環境報告書等のガイドラインで共通して取り上げられている内容であり、全ての事業者に通じて重要となる環境情報
- b) 事業者の社会的説明責任の観点及び利害関係者の意思決定に有用な情報を提供する観点、さらには環境コミュニケーションツールとして、読み手の理解を助けるとともに、内容の客観性を高める観点から必要と考えられる情報
- c) 環境報告書の基本的機能を踏まえ、循環型社会の構築に向けて、今後、記載することが重要であると考えられる情報

です。

またこのガイドラインでは、環境報告書に記載することが重要と考えられる項目や記載することが望ましいと考えられる情報を示すとともに、それぞれの項目や情報について、その重要性や記載方法等の解説もしていますので、利害関係者（環境報告書の読み手）が、環境報告書を読んだり、分析したりする上での手引きとして活用していただくことも期待しています。

しかし、本ガイドラインで取り上げた項目及び情報は、限定列挙的に規定するものではなく、現時点での検討結果を取りまとめたものです。したがって、環境保全上の支障が生じるか否か科学的に判明されていないものでも、国民の関心が高いものについては当該事業者自身の重要性の判断に委ね、自主的に項目や情報の検討を重ね、その発展を図っていくことが期待されます。そして、それぞれの事業者自身の検討において主要な環境情報と判断されたものについては、本ガイドラインでは取り上げていない項目や内容であっても積極的に記載していくことが望まれます。

なお、本ガイドラインは、環境報告書に何を記載すべきか、ということ述べているものであり、各項目及び各項目内の情報の具体的な記載の仕方や順番を規定するものではありません。環境報告書の構成については、それぞれの事業者の特性に応じた創意工夫が期待されます。

3. ガイドラインの対象

現在、我が国においては、上場企業及び比較的従業員数が多い（500人程度以上）

企業・事業者は約6,000社ほどありますが、この内、環境報告書を作成・公表している事業者は約700社に過ぎないと推定されます。環境報告書は、将来的には、全ての事業者が作成・公表していくことが望まれますが、まずは、資金及び人材が比較的豊富である大手事業者が積極的にこのような取組を行っていくことが必要です。

このガイドラインは、環境報告書を作成する全ての事業者を対象としていますが、特に上場企業やそれに相当する大規模事業者（従業員数500人程度以上）にあっては、このガイドラインに示した項目や情報を盛り込んだ環境報告書を作成することが期待されます。また、環境報告書の作成を始めたばかりの事業者や、中小事業者（工場等のサイト単位を含む）にあっては、このガイドラインを参考に、可能なところから、可能な範囲で段階的に取り組んで行っていただければ良いと考えています。

なお、環境省では別途、中小事業者が、比較的容易に環境マネジメントシステムの構築及び運用、事業活動における環境配慮の取組の実施及び環境報告書の作成ができるよう「エコアクション21（環境活動評価プログラム）」を策定し、その認証・登録制度を平成16年度より実施することを予定していますが、この中で「環境活動レポート」の作成及び公表を位置付けています。^{*1}

4．創意工夫の勧め～特色ある環境報告書の作成を

環境報告書の意義は、環境コミュニケーションの重要なツールであるとともに、事業者が社会に対して自らが発生させた環境負荷についての説明責任を果たすものですから、環境報告書には社会的に記載すべき項目や内容があると考えられます。

しかしその一方で、事業者の経営方針や考え方、風土や特徴が反映されるべきものであり、その点では環境報告書の項目や記載情報、環境報告書を活用した利害関係者とのコミュニケーションのあり方、さらには紙媒体だけでなくインターネット等の活用も含めた公表の方法等について、各事業者の「創意工夫」が求められます。

このガイドラインの記載することが重要と考えられる項目を踏まえた上で、各事業者の特色が反映された環境報告書を作成・公表していただければ幸いです。

*1：エコアクション21は、中小企業向けに簡易型の環境経営システム及び環境活動レポートのガイドライン等より構成されるとともに、環境経営システムの中の環境負荷の把握及び環境目標の設定において、二酸化炭素排出量、廃棄物排出量及び総排水量の把握と目標設定を求めています。この事業者の取組を「エコアクション21審査人」が審査し、登録することとなっています。なお、環境活動レポートの要件は、環境方針、環境目標とその実績、主要な環境活動計画の内容、環境活動の取組結果の評価、環境関連法規への違反、訴訟等の有無の記載と、このレポートを事業所において備え付け一般の閲覧を可能にする、エコアクション21中央事務局（仮称）に送付する（事務局が取組事業者名を公表することです。

解説

このガイドラインの普及状況を確認し、内容の継続的改善を図っていくため、このガイドラインに準拠して環境報告書を作成した場合には、環境報告書にその旨を明記していただくことを希望しています。その場合は、本ガイドラインが環境報告書に記載することが重要と考えられる項目として掲げている5分野25項目と、実際に環境報告書に記載した項目（その掲載ページを含む）との対照表を添付するとともに、記載しなかった項目については、その理由を記載することが望まれます。

なお、環境報告書の作成を始めたばかりの事業者、あるいは事業者の業種業態及び規模等により、ガイドラインで示したすべての項目を記載することが難しい場合、事業者の内部的要因により記載できなかった項目がある場合等では、今後、段階的に環境報告書の記載内容を充実させていく旨を明記することが望まれます。

環境報告書ガイドラインの改訂検討会検討委員名簿

大竹 公一	大成建設株式会社	安全・環境本部	環境マネジメント部長兼地球環境室長
奥 真美	長崎大学	環境科学部	助教授
小野 元司	麒麟ビール株式会社	社会環境部長	
河野 正男	中央大学	経済学部	教授
河村 守和	東京急行電鉄株式会社	業務管理・環境部	環境担当部長
上妻 義直	上智大学	経済学部	教授
國部 克彦	神戸大学大学院	経営学研究科	教授
後藤 敏彦	環境監査研究会	代表幹事	
崎田 裕子	ジャーナリスト、環境カウンセラー		
佐藤 泉	弁護士		
西堤 徹	トヨタ自動車株式会社	環境部企画グループ	担当部長
二瓶 啓	日本ユニパックホールディング	CSR室長	
	兼 日本製紙株式会社	技術本部長代理	兼 環境部長
古田 清人	キヤノン株式会社	グローバル環境推進本部	環境統括・技術センター副所長
安井 至	国際連合大学	副学長	

(敬称略、五十音順、 印：座長)